自動車運転契約書

丸亀市議会議員選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動のために使用する自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

1　運転する期間　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで　　　日間

2　運転する車両の自動車登録番号又は車両番号

3　契約金額　　　　　　　　　　　　　　　円（内訳　1日　　　　円×　　日間）

4　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は丸亀市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき丸亀市に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、丸亀市に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託金の没収）の規定に該当した場合は、乙は丸亀市には請求できない。

5　そ の 他

令和　　年　　月　　日

甲　丸亀市議会議員選挙候補者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

乙　住　所

名　称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞